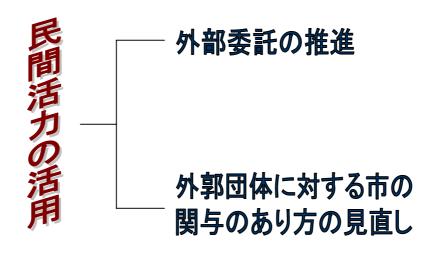
第8 民間活力の活用

1 基本方針

行政が担う業務と民間が行う業務を峻別し、官と民の役割を明確化するとともに、民間の優れた経営感覚を導入して効率的で健全な財政の確立を目指します。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 外部委託の推進

外部委託しても、公共性・行政責任が確保できるもののうち、「経費の節減を図れるもの」、「サービスの向上を図れるもの」、「専門性を有するもの」などについて、計画的に委託を推進し、業務の効率的な執行を図ります。

(2) 外郭団体に対する市の関与のあり方の見直し

外郭団体は、プロパー職員の年齢の上昇に伴う人件費等の増加が、 将来の財政負担となる中、「指定管理者制度」の導入に伴い、自立的な 経営基盤の確立と質の高い公共サービスの改善が迫られています。

> 注16)民間活力 民間事業者が持つ経営能力や資金など。 注17)プロパー職員 団体の固有の正規職員として雇用されている者。

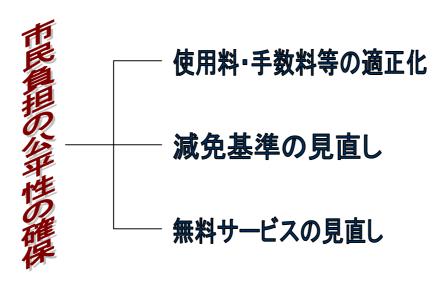
そこで、外郭団体の経営に関して、市の基本的な関与の考え方を明確にし、市として適切な支援等の実行及び外郭団体の自主自立を促します。

第9 市民負担の公平性の確保

1 基本方針

市民サービスの提供に当たっては、特定のサービスを利用する人としない人との公平性を確保するため、地域社会全体で負担すべきものを除いては、「受益者負担の原則」に基づいたサービスの提供とし、受益者に対しては適正な負担を求めるよう取り組みます。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 使用料・手数料等の適正化

適正な受益者負担を求める観点から、すべての使用料・手数料等を 見直します。